

# 24年度診療報酬改定 FAX ニュース①

発行人  
大阪府保険医協会  
井上 美佐

## 生活習慣病管理料(Ⅱ)の包括範囲決まる 外来栄養食事指導料、診療情報提供料など包括外に

3月5日、診療報酬改定の告示・通知が発出されました。脂質異常症、高血圧、糖尿病が特定疾患から除外され、新設の「生活習慣病管理料(Ⅱ)」へ誘導する内容となっています。

外来管理加算や、大部分の医学管理が包括されます。先生方の声で診療情報提供料(Ⅰ)、連携強化診療情報提供料、薬剤情報提供料は包括外となり、別途算定できることとなりました。一方で、療養計画書の交付と、患者の署名は必要とされました。

### 生活習慣病管理料(Ⅱ)の要点 333点 月1回(初診料算定月は不可)

- 対象患者：脂質異常症、高血圧症、糖尿病を主病とする患者
  - 療養計画書により丁寧に説明を行い、患者の同意を得るとともに署名を受ける
  - 外来管理加算、医学管理(一部除く)は包括される
- ※告示案の段階では、外来栄養食事指導料、診療情報提供料(Ⅰ)、連携強化診療情報提供料、薬剤情報提供料等も包括とされる予定でしたが、包括外となり、別途算定できることとなりました
- 同一の医療機関において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病を主病とする患者について、生活習慣病管理料(Ⅱ)を算定するものと算定しないものが混在することも可能(患者ごとに選択可)
  - 患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能であることを、医療機関の見やすい場所に掲示する

## コロナ特例 一部を除き 3/31 で全廃

同日、コロナの臨時的な取扱いに関する事務連絡が発出されました。特例点数の多くが3月31日で廃止されます。4・5月は発熱患者対応を評価する点数がなくなってしまいます。

3月31日で廃止される主なもの ●コロナ患者(疑い含む)対応時の特定疾患療養管理料(147点)・夜間・早朝等加算(50点)【従来の院内トリアージに相当するもの】 ●往診・訪問診療時の看護配置加算・院内トリアージ実施料 ●コロナ治療薬(ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリ一)の公費補助 ●介護保険施設等入所患者への緊急往診加算(配置医によるもの)

5月31日までに廃止される主なもの ●小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料を算定する患者に対し、コロナ治療薬を処方した場合については、別途、薬剤料を算定できる ●生活習慣病管理料等、検査を包括する点数を算定する場合でも、コロナの検査料と判断料を算定できる

本ニュースは診療所の入院外に関係する部分を抜粋した速報です。